
*
* 令和 6 年度 第 2 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和6年5月10日 午後 1時30分 招集
2. 令和6年5月10日 午後 1時27分 開会
3. 令和6年5月10日 午後 3時01分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	清 水 健 治	欠	1 1	中 曾 浩 徳	出	1	山 川 光 男	出
2	三 村 憲 市	出	1 2	藤 本 久 也	欠	2	西 村 匡 弘	〃
3	福 武 政 夫	〃	1 3	惣 田 敏 郎	出	3	小見山 力信	〃
4	前 崎 輝 之	〃	1 4	田 平 太 郎	〃	4	河 原 里 美	〃
5	渡 邊 佳 明	〃	1 5	伊 達千鶴子	〃	5	平 松 弘	〃
6	小 野 貫 治	〃	1 6	綱 島 謙 一	〃	6	山 元 憲 民	〃
7	小 物 博 子	〃	1 7	瀬戸川伸 行	〃	7	野 村 幸 市	〃
8	小 野 昌 道	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
9	佐 藤 俊 二	〃	1 9	小 西 雅 己	〃			
10	佐々木祥 夫	〃						

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 書記	中 藤 宏 和 藤代 晋太郎				

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第5号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件	許 可
		第6号	農地法第4条の規定による許可申請について	3件	許 可
		第7号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件	許 可
		第8号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による		
			農用地利用集積計画の決定について	8件	決 定
		報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について		
8		署 名 委 員			
			4 番 前 崎 輝 之		
			5 番 渡 邊 佳 明		
9		議 事 の 内 容			
		令和6年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和6年5月10日（金） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 7 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 6 年度第 2 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。4 番前崎委員と 5 番渡邊委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。5 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 5 号 5 番朗読説明 － 5 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑 1 筆 7 1 8 ㎡です。譲受人の通作距離は、4 0 m 以内、耕作面積は 3, 8 2 8 ㎡、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が耕作できないため、受入先を探していたところ、農地の近くの譲受人に贈与することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5 月 7 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
佐藤委員	畑は適切に管理されていました。問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。5 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、5 番については許可とすることに決定しました。
	次に 6 番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第 5 号 6 番朗読説明 － 6 番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、2 筆 3, 4 0 3 ㎡です。畑については、5 筆で 3, 1 9 4 ㎡、合計 7 筆で 6, 5 9 7 ㎡です。譲受人の通作距離は、1 km 以内、耕作面積は 0 ㎡、営農計画書をいただいております。家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 1 0 アール当たり 1 0 万円です。この件につきましては、空き家バンク利用により住宅とともに購入するものであり、申請者の住所は県外としておりますが、購入する空き家は備考に示しております住所であり、通作距離の計算はそこからしております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5 月 2 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7 ページから 9 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小物委員	空き家バンクで農地と一緒に取得される案件です。今までは譲渡人の兄が管理されていましたが、亡くなられ 1 年程度耕作されていない状態ですが、復元は可能だと思います。

議 長 西村委員 中藤局長 議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 前の所有者は誰ですか。 譲渡人の父親です。 他に発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。6番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、6番については許可とすることに決定しました。 次に7番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第5号7番朗読説明 － 7番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆329㎡です。譲受人の通作距離は、30m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当り11万5千円です。この件につきましては、5番と譲渡人が同一であります。この案件は空き家バンク利用により住宅とともに購入するものであり、申請者の住所は県外としておりますが、購入する空き家は備考に示しております住所であり、通作距離の計算はそこからしております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 佐藤委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 移住されてくる方が取得される案件で、営農計画書も添付していただいております。きちんと耕作されると思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、7番については許可とすることに決定しました。 次に8番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第5号8番朗読説明 － 8番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆274㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は1,386㎡、家族3人中耕作人は3人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が相続で譲り受けたものの耕作できないため、受入先を探していたところ、農地の近くの譲受人に贈与することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月2日

議 長 西村委員 議 長 議 長 議 長	に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲渡人がたまたま管理はされていまして。周辺にも問題ないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。8番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、8番については許可とすることに決定しました。 次に9番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長 議 長 惣田委員 議 長 議 長 議 長	－ 議案第5号9番朗読説明 － 9番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆で1,390㎡です。譲受人の通作距離は、180m以内、耕作面積は3,482㎡、家族3人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人が平成29年に譲受人の母から購入していたが、高齢になり耕作が困難となったため、譲受人に農地を贈与により再移転するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、12ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 既に譲受人が収穫作業を終えられていました。今後も管理されると思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、9番については許可とすることに決定しました。 次に10番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第5号10番朗読説明 － 10番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆68㎡です。譲受人の通作距離は、10m以内、耕作面積は0㎡、営農計画書をいただいております。家族5人中耕作人は2人、対価は10アール当り150万円です。この件につきましては、空き家バンク利用により住宅とともに購入するものであり、申請者の住所は県外としておりますが、購入する空き家は備考に示しております住所であり、通作距離の計算はそこからしております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、13ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長 渡邊委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は防草シートを張っていましたが、それを取ればすぐに耕作できると思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。 なしとの声がありました。１０番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１０番については許可とすることに決定しました。 次に１１番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第５号１１番朗読説明 － １１番は、譲受人が、譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑１筆１４６㎡です。譲受人の通作距離は、１０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書をいただいております。家族２人中耕作人は２人、対価は１０アール当り１０２万７千円です。この件につきましては、譲渡人の財産処分の一環で、譲り先を探していたところ、対象農地のとなりに住んでいる譲受人が購入することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、５月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１４ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 渡邊委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人の住宅と隣接しており、草刈もされていきました。今後も一体的に管理されていくと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。 なしとの声がありました。１１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１１番については許可とすることに決定しました。 次に１２番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第５号１２番朗読説明 － １２番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑３筆３８１㎡です。譲受人の通作距離は、１０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書をいただいております。家族２人中耕作人は１人、対価は１０アール当り２万８千円です。この件につきましては、空き家バンク利用により住宅とともに購入するものであり、申請者の住所は市外としておりますが、購入する空き家は備考に示しております住所であり、通作距離の計算はそこからしております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、５月９日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１５ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
田平委員	申請農地は譲受人が取得される物件のすぐ近くにあります。手はかかると思いますが、家庭菜園をされると思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
	挙手全員ですので、１２番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第６号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。１番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第６号１番朗読説明 － １番は、転用者が申請農地を墓地及び進入路するために転用する案件です。申請農地は、畑２筆２４㎡です。施設の概要としては、墓地１２㎡、進入路１２㎡です。資金については、自己資金２５０万円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、５月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、１６ページ及び１７ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
綱島委員	現地は事前着工もなく、特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
	挙手全員ですので、１番については許可とすることに決定しました。
	次に２番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第６号２番朗読説明 － ２番は、転用者が申請農地を墓地及び進入路するために転用する案件です。申請農地は、田については、２筆１１．６３㎡です。畑については、３筆１０４．２６㎡、合計５筆で１１５．８９㎡です。施設の概要としては、墓地６．８９㎡、進入路１０．９㎡です。資金については、自己資金３００万円です。なお、現地が事前着工されていますので、反省を促すために始末書の提出をお願いしています。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、墓地埋葬法の許可が対象となりますが、環境課に許可見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第４条第６項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、５月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、１８ページ及び１９ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小野昌道委員	周囲に悪影響もなく、問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。2番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。
	次に3番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第6号3番朗読説明 － 3番は、転用者が申請農地を道路するために転用する案件です。申請農地は、田1筆1，134㎡の内68㎡です。施設の概要としては、道路68㎡です。資金については、自己資金300万円です。この案件につきましては、現状の道路が狭いため、自己の農地を転用して道路を拡張するものです。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましては、道路法第24条の届出が対象となりますが、受理見込みであることを建設課に確認しております。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、20ページ及び21ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
三村委員	現地は自己管理地で市道が狭いということもあり、拡張されることになりました。周囲の農地に影響を及ぼすことはないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
渡邊委員	市道の拡張ということですが、市で拡張をしないのでしょうか。
中藤局長	支線のようにになっているので拡張の予定がなかったのではないかと思います。
議 長	他に発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。2番について事務局から説明をお願いします。
中藤局長	－ 議案第7号2番朗読説明 － 2番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、畑1筆984㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は40万円です。施設の概要としては、太陽光パネル136枚、発電量は49.50kWであり、資金については、自己資金909万円です。なお、許可基準に沿って検討いた

議 長 渡邊委員	しましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては5月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、22ページから23ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 周辺は既に太陽光発電施設が設置されており、申請農地だけが畑として残っている状態です。譲渡人も耕作が難しくなっている農地で特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。2番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
中藤局長	挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。
	次に3番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第7号3番朗読説明 －
	3番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設に転用するものです。申請農地は、畑1筆939㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の10アール当りの価格は53万円です。施設の概要としては、太陽光パネル165枚、発電量は49.50kWであり、資金については、自己資金1,136万円です。なお、許可基準に沿って検討
議 長	いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件につきましては5月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、24ページから25ページに添付しておりますので、ご覧ください。
西村委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	多少草はありましたが、管理はされている様子でした。周囲の状況を加味しても問題ないと思います。
佐々木委員	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
中藤局長	隣接している土地の所有者の方に挨拶等はされているのですか。転用後にすぐ別のものに転用される可能性はないのでしょうか。
議 長	転用に関して反対者が多くいる中、実施することはなかなかないと思います。また、ある程度資金をかけているのですぐに転用することはないと思いますが、何かトラブルがあれば誓約書の提出があるのでそれを基に対処してもらうようになります。
議 長	他に発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
	挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。
	次に4番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第7号4番朗読説明 －

中藤局長	4 番についてご説明させていただきます。転用者が、譲渡人所有の申請農地を取得し、浄化槽及び駐車場を設置するために転用するものです。申請農地は、田 1 筆 2 1 3 ㎡です。この農地の農地区分は、2 種農地であり転用地の 1 0 アール当りの価格は 2 3 5 万円です。施設の概要としては、浄化槽及び駐車場 2 1 3 ㎡です。資金については、自己資金 3 5 0 万円です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当がありません。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5 月 2 日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、2 6 ページから 2 7 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありました。現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
三村委員	申請農地のすぐとなりで譲受人の自宅がある状態で、転用後も特に周辺に影響はないと思われます。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。4 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
	挙手全員ですので、4 番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1 番から 7 番について説明をお願いします。
藤代書記	それでは、4 ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和 6 年 5 月 2 0 日、利用権の設定を受ける者は 7 名、利用権の設定をする者は 9 名、利用権の設定をする件数は 8 件、利用権設定面積は 1 4 , 9 7 0 ㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
	－ 議案書にもとづいて、1 番から 7 番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、1 番から 7 番について発言をお願いします。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。1 番から 7 番について採決を採ります。1 番から 7 番について決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、1 番から 7 番については決定しました。
	農業委員会会議規則第 1 8 条の規定により、中曽委員の除斥を求めます。
	(中曽委員退席)
議 長	事務局、8 番について説明をお願いします。
藤代書記	－ 議案書にもとづいて、8 番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	それでは、8 番について発言をお願いします。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。8 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)

議 長 議 長 藤代書記 議 長 議 長	挙手全員ですので、8 番については決定しました。中曽委員の除斥を解きます。 (中曽委員着席) 次に、「報告事項 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。 — 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 — 説明が終わりましたが、発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり。) 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第 2 回総会を閉会します。 令和 6 年 5 月 1 0 日 会 長 土 岐 康 夫 4 番 前 崎 輝 之 5 番 渡 邊 佳 明
---	---